

# 部落間差別問題から考える 関係の变革

筑波大学教授 千本 秀樹

- 「語りうる部落の歴史」
- 集団的アイデンティティか、関係性か
- 松本治 一郎の「貴族あれば賤族あり」
- 日本社会が持つ三つの相似形

読者のみなさんには見なれないであろう「部落間差別問題」という用語を使用する意図を説明しておきたい。これまでの大学をふくむ学校教育において、「部落」は差別語だから口にしてはいけない」との指導が行なわれてきた。部落といえは被差別部落であるとの了解が広く成立していることは事実である。その原因の一端は、部落解放運動や「同和」教育、被差別部落史の研究において、部落を被差別部落の略称として使用してきたことにもあるだろう。しかしこの現状が、かえって差別を引き起こしていることも事実である。

一九九二年の「べにばな国体」を前にした九〇年、山形県で一般的な「部落」という呼称を、被差別部落とまちがわれるのはいやだからという理由で「地区」と言い換えようという動きが起こり、庄内地方の五町村では議会決議さえ行

なわれた。これに対しては部落解放同盟が糾弾を行なっている。また都市部出身の学生が農村を訪れて、地元住民が「うちの部落では」と語ったときに、「ここは被差別部落だったのか」ととまどったり、はじめて「同和教育」を受けた学生が、「そういえばうちの家族は地元のことを『部落』と呼んでいた、うちは被差別部落だったのか」と勘違いする例も少なくない。学術研究の世界でも、フィールドワークで地元の話者が「部落」という単語を使った場合でもすべて「地区」や「集落」に言いかえて論文を発表する分野がある。「部落」ということばは、部落解放運動のなかでは愛着や誇りのようなニュアンスをもって使われる場合もある一方、日本社会の広い範囲でマイナスのイメージが持たれているのは、主に被差別部落への連想であるが、副次的には都市文化からの農村文化への蔑視、その逆の卑下もあるだ

ろう。わたしのこの主張に対して、「部落差別を部落間差別と言いかえて差別がなくなるのか」との指摘も受けた。もちろんそうは考えていないが、かつて運動会で広く使われていた「部落対抗リレー」という種目名が「地区対抗リレー」に置き換えられていった心情には、山形県で起きたことと同様の差別観念が基底にあるだろう。

「『部落』は差別語だから口にしてはいけない」との言説は、あきらかに差別を隠蔽しようとするものにほかならない。差別問題を公然と議論できる環境を作っていくことも必要であるし、また一般的な農村文化の重要なファクターとしての「部落」ということばを復権し、農村文化を蔑視と卑下から解放していくことも必要である。問題は差別する側とされる側の関係にある。一般の部落は被差別部落と、生業や暮らしをめぐって浅からぬ関係を持ちながら、差別しつづけてきた。そのあいだの関係をとのように変革するかという問題意識からも、「部落間差別」という用語を使用することを提案したい。

## 「誇りうる部落の歴史」

この二十年来、被差別部落の歴史を新しい視点で描きなおそうという試みが広く行なわれ、それが多方面に大きな

影響を与えてきた。差別された悲惨な歴史、それと闘ってきた雄々しい歴史というだけでなく、中世以来の芸能―中世において芸能とは技術をふくむ概念であるが―をはじめとして文化・芸術の担い手として、また人々の暮らしに不可欠な仕事をしてきた者として、「誇りうる歴史」として描きなおそうというものである。長野県同和教育推進協議会が企画し、部落解放同盟佐久地区協議会や東日本部落解放研究所などが協力して製作した秀逸なビデオ作品「誇りうる部落の歴史」(大熊照夫脚本・監督)は、そのような動きを象徴する成果のひとつであり、見る者に被差別部落イメーヂの逆転を迫るものとして、わたしも授業で幾度となく活用させてもらっている。

しかし、被差別部落の歴史を「誇りうるもの」と見る立場は、すでに「全国水平社創立宣言」にあった。「吾々がエタである事を誇り得る時が来たのだ」(圈点原文)という有名な一節である。部落解放運動のなかで「水平社の精神を受けつぎ」と言われるときの水平社精神の核心はこの一節にある。

高等学校の歴史教科書や副読本のほとんどに「水平社宣言」は抄録されているが、数年前に友人の大学院生が調べたところ、すべての教科書と副読本で、この一節は省略されている。また冒頭の「全国に散在する吾が特殊部落民よ

団結せよ」も多くの場合省略されている。これはおそらく教科書制作関係者が「エタ」や「特殊部落民」は差別語であり、掲載すると部落解放同盟から糺弾されるのではないかとというような浅薄な認識によって取られた措置であろう。これではたして「同和教育」が可能なのであるか。

部落解放運動が「水平社の精神を受けつぎ」と言ってきたことは、差別と闘う精神を受けつぐことに重点が置かれていたように思える。それも当然のことではあるが、近年の「誇りうる部落の歴史」という発想は、「エタであること」そのものを誇りとしようということであろう。これは歴史的に画期をなすものである。全国水平社の創立が、問題は差別される側ではなく、差別する側にあると発想を転換したのに次ぐ、二回目のコペルニクスの転回である。

あまり表だつた論争にはならなかったが、被差別部落が社会外の社会として差別されてきたという上杉聰と『天皇制と部落差別』、三一新書、一九九〇年）、ひとつひとつの被差別部落が必然的にそこに存在したという川元祥一（『被差別部落の構造と形成』、三一書房、一九八五）の議論は大きな示唆を与えてくれる。これはどちらが正しいという問題ではなく、上杉聰が差別のありように着目し、川元祥一が被差別部落の存在に焦点を当てたというちがいでであろう。川元祥一の発想からすれば、差別されてきた人々は、地域社

会にとつて不可欠の仕事をしてきたにもかかわらず、なぜ差別されたのかという思考につながる。

被差別部落をなくすことによって差別を解消するのか、被差別部落がその歴史と文化を継承しながら差別を解消するのかという、全国部落解放運動連合会（全解連、現在は名称を変更）や日本共産党の立場と、部落解放同盟の基本姿勢の相違は、近年、いよいよ明確になってきた。

固有の歴史と文化を保持している集団を民族と規定するならば、被差別部落の人々をひとつの民族と考えることもできなくはない。差別のなかで種々の技術をもって固有の生業を担当するだけでなく、芸能の創造者として大きな役割を果たした。前近代においては斃牛馬を処理する者として、近代においても食肉産業や皮革産業の担当者として「牛、馬、豚などの鳴声以外は何も無駄にはしていない」という、言いかえれば他者の生命によって自分たちは生かされているという生命観を持つ集団という、日本社会のなかでの多数派とは異なつた社会を形成してきた。

その独自性を強調したいという思いは、二〇〇一年のダーバンにおける「反人種主義・差別撤廃世界会議」において、反差別国際運動や部落解放同盟が、部落差別を世系差別という人種差別の一例として世界会議宣言と行動計画に組み込むよう努力したことにも表われている。世系とは中

国語で門地の意味である。反差別国際運動の小野山亮は、その報告のなかで、次のように述べている。

「人種差別撤廃条約」は、「人種差別」の例としてこの条約をきちんと守っていくことが国際社会の一員として当然の義務である。

ところが、それにもかかわらず、「人種」という言葉を聞いたとき、認識のできる肌の色の異なる人々の集団、言語や文化にもとづく民族、といったものを念頭に浮かべる人が多いからか、「門地差別」の問題は、「人種差別」の問題として国際社会の注目を集めてこなかった。(中略)この歴史的な機会に、門地差別の問題を人種差別の問題として国際社会のとりにくみを求めようとする思いは強い。(小野山亮「門地にもとづく差別」世界的な関心事項へ」部落解放二〇〇二年五月増刊号)

この運動からは、「人種差別」を既存の概念から拡大しようという意図が感じられるとともに、被差別部落のひとつとを「人種」「民族」として位置づけようとする志向性がある。これは明らかに、同一民族内部での差別に対する批判という従来の発想からの転換であり、古くからの運動関係者にはなじみにくいものかもしれない。当然のように部落問題研究所や日本共産党からは、「疑似民族主義である」との批判が集中した。

わたしにとっても被差別部落の人々を独立した民族であるとするには抵抗が残る。しかしこれは、民族とは何か、民族と民族の関係、集団と集団との関係、個人と集団との関係はいかにあるべきかということについて大きな問題提起であることは確かである。

### 集団的アイデンティティか、関係性か

被差別部落のひとつとが地域社会にとって不可欠の仕事をしてきたことは、それだけで「誇り」の根拠となるし、最近、被差別部落の青年たちによってとぎれつつある芸能を復活させようという試みや、被差別部落にしかない食品や料理を継承しようという努力が始まっている。しかし「エタであること」だけで「誇り」とすることができるのか。それでは「在日朝鮮人」であること、「アイヌ」であること、ひいては「日本人であること」だけで「誇り」にできることになってしまっているのではないか。みずからがどのようなか、ではなく、どのような集団に属しているかということだけを誇りとする、解体されるべき集団的アイデンティティに安住していることになりはしないか。

わたしは以前、「終戦」直後に東京で民族教育を始めた朝鮮総連の先達からその経験をうかがったあとに、挑発的な

質問をしたことがある。わたしの子孫が外国で暮らすようになったとして、いつまでも「自分は日本人だ」ということを誇りにしているようでは気持ちが悪い、今、在日朝鮮人が民族の誇りを掲げているのは、在日を必然化した歴史と、日本社会に民族差別があるために、差別によってくじけないための盾として民族の誇りを打ちださざるを得ないからであって、それは日本側に責任がある、はたして民族の誇りとは普遍的な価値であるのかと。残念ながらそのときは、時間の制約による説明不足と問題意識の共有が少なかつたために、先達たちとは十分なコミュニケーションが果たせなかつた。

問題は「自分は〇〇集団に属しているから誇りうる存在である」という発想である。「水平社宣言」には「吾々がエタである事を誇り得る時が来たのだ」という発想とはことなる一節がある。「全国に散在する吾が特殊部落民よ団結せよ」に続く第二段落である。

長い間虐められて来た兄弟よ、過去半世紀間に種々なる方法と、多くの人々によつてなされた吾等の為めの運動が、何等の有難い効果を齎らさなかつた事實は、夫等のすべてが吾々によつて、また他の人々によつて毎に人間を冒瀆されてゐた罰であつたのだ。そしてこれ等の人間を勦るかの如き運動は、かへつて多くの兄

弟を墮落させた事を想へば、此際吾等の中より人間を尊敬する事によつて自ら解放せんとする者の集団運動を起せるは、寧ろ必然である。

この一節は、融和運動が被差別部落の人々と、そうでない人々の双方を冒瀆していたこと、融和運動が人間をいたわるかのような趣旨であつたがゆえに被差別部落の人々を墮落させたこと、だから人間同士が互いに尊敬しあうことによつてこそ、人間は差別から自己を解放できるという主張である。「此際吾等の中より」とあるように、「集団運動を起す」主体は差別された人々であるが、「人間を尊敬する」ことは差別してきた側、差別されてきた側の双方に求められており、解放の主体もその双方である。「尊敬」は個人と個人のあいだの精神的営みであつて、集団間のものではない。「集団運動」というのも、そのような立場に立つた個人が連帯して集合したものであつて、無前提的に存在するものではない。差別してきた者、差別されてきた者が相互に尊敬できる関係になつたときに、はじめて差別は解消に向かうということなのである。

水平社宣言の末尾の「人の世に熟あれ、人間に光あれ」の「人間」は、「じんかん」と読むのだという考え方がある（『住井すゑと永六輔の人間宣言』光文社、一九九五年）。仏教用語であるが、西光万吉は寺の息子であつた。人と人との間に「光



あれ」とは、人と人が尊敬の念で結ばれることを期待している」と読める。「エタ」であることのみによって「誇りうる」のではなく、以上のような問題提起をできるからこそ誇りうるのである。

だとすれば、水平社宣言の立場に立つこと、言いかえれば旧来の意味での闘う立場に立つことによってしか誇りうることはできないのか。そのような発想は安易でもあり、「闘う者」として自認している者の傲慢であるともいえる。しかもそれでは「差別される者」から「闘う被差別者」へと集団的アイデンティティが縮小されたにすぎない。

ここで問題を「誇り」とは何かということに移さざるをえない。誇り＝自尊心が、他者の尊重につながればよいのだが、競争社会＝文明社会では優越感、他者を見下すことにつながりかねない。

わたしは一年に一、二度程度の訪問であるが、二十年近く通っている、東京最大の被差別部落の、全国で圧倒的なシェアを持つ豚皮をなめす産業と、その地域にある小学校の解放教育から多くのことを学んできた。その小学校の教育研究の主題は、地域を学ぶことを通して「地域を愛し誇りに思う素地を培う」ということである。先生たちは、全身で多くの課題と取り組んできたのだが、あるとき、児童の次のような言葉を教えてくれた。「地域を愛せといわれ

ても、誇りに思えといわれても、うちのお父ちゃんは仕事がなく、朝からお酒を飲んでお母ちゃんをなぐっている」と。地元の解放同盟の支部役員からも、闘う者だけが誇りうる存在ではないとの発言を聞いたことがあり、誇りとは何かについてわたし自身考えあぐねていたところだった。このお父ちゃんのありようは、被差別部落にかぎらず、また庶民の世界にかぎらず見受けられることではあるのだが、被差別部落には固有の根拠がある。

いや、被差別部落だからこそ、わたしも気づけたのかもしれない。その子にとって、父親を誇りに思えなくとも、父親との関係はかけがえないものではないだろうか。それを教えてくれた先生の表情にも、先生とその子の関係はかけがえないものであることが浮かんできた。それがわたしの気づきのきっかけであった。人は己の存在そのものを誇りとするのではなく、近しい人の存在そのものを誇りとするのではなく、他者との関係をかけがえないものと思えることが重要ではないのか。

この気づきを確信に近づけてくれた機会があった。それはNHKが二〇〇三年二月に放送したシリーズ「こども輝けいのち」のうちの「父ちゃん母ちゃん生きるんや」というドキュメント作品である。大阪の釜ヶ崎に労働と病や負傷で傷ついた大人たちがいて、その生活を小学生から高校

生の子供たちが支えている。夜になると呑み屋に行ってしまう働けない父親につきそう小学生の娘。呑んでいる父親の横で、インタビュアーにお父ちゃんを好きやと答える。「お父ちゃんを誇りに思う」とは言えないだろうが、娘は父親の苦しみと悲しみを知っている。彼女にとつては父親との関係はかけがえのないものなのであろう。

本誌前号で、わたしは「社会の単位が個人ではなく個々の関係であることは人類に普遍的なことではないのか」というのが、わたしのもうひとつの仮説である」と書いた。最近の青年たちが死を選ぶときの大きな理由として、自分には生きている価値がないと思ひ込むことがある。そういう人に、「あなたは一人の人間として誇りを持って」とか、「あなたはかけがえのない人間だ」と説得しても受け入れられるものではない。前述の釜ヶ崎の子供に、「君のお父さんは社会にとつてかけがえのない人間だ」と言っても、「バカにしている」と反発されるのがオチだろう。

「ひとは、すべてかけがえのない存在だ」ということばをわたしは否定はしないが、セリフとしての無力感をつねひごろから感じてきた。自分の家族にしても、親しい人にして、またどこにもいるのんだくれを「かけがえのない存在だ」と主張することに、どれほどの意味も感じられないし、説得力もない。自分自身を「かけがえのない存在だ」

などとは恥ずかしくて考えることさえできない。

わたしが、かけがえのないものと思うのは、わたしと、わたしがかわりを持つ人々との関係である。わたしは、自分の親や子を自慢にも誇りにも思っていないが、家族との関係はかけがえのないものである。さらに、わたしはわたしが作ってきた学生をふくめた友人たちとの関係を、本当にかげがえがないものと思っている。そのような意味で、のんだくれのお父さんは子供にとつては誇れない存在であつても、お父さんと子供との関係は子供にとつてかけがえのないものであろう。社会的に評価されない父親であつても、「好きや」と言える父親との関係には、なんらかの「尊敬」と呼べるものがあるのではないだろうか。関係こそがかけがえがないのだと発想を転換したとき、自殺願望を持つ青年も近い人々を思いだし、踏みとどまれるかもしれない。

人のアイデンティティは、日本人であること、〇〇という学校を卒業したこと、□□という会社に勤めていることなどの集団的アイデンティティの和ではなく、他者とのあいだで作ってきた関係の和であるべきだとわたしは考えている。水平社宣言の核心は、差別されてきた人々が、差別してきた人々をふくめて、尊敬しあう関係の和として社会を創りなおそうとして「人間（にんげん）と人間（じんかん）

に光あれ」と呼びかけたことだと理解したい。

### 松本治一郎の「貴族あれば賤族あり」

また、わたしは本誌前号で、「抵抗のよりどころは他者との人間関係性である。それをいま奪っているのは、文明の現代的到達点である資本制であり、加えて日本ではそれが天皇制とともに構築する現代日本イデオロギーである」と書いた。また旧著『天皇制の侵略責任と戦後責任』（青木書店、一九九〇年）では、「中央集権国家建設以来、天皇制への国民統合によって自立への契機をつみとられてきた日本人は、戦後体制の確立期にあたって、自立をめざす個人の自由な結合による社会を形成することを象徴天皇制によって押しつぶされたのである。そこに天皇制の戦後責任の最大の問題がある」とも書いた。今のわたしならこのように「個人の自立」を振りまわしたりしないのだが、「自由な結合による社会を形成」以下については現在も同様に考えている。

旧著ではこのテーマについてそれ以上、論を展開しなかったのだが、わたしの旧友でもある灘本昌久が「部落解放に反天皇制は無用」（京都部落問題研究資料センター『Memento』一二号、二〇〇三年）を発表して大きな波紋を呼

んでいる現在、わたしなりに発言する義務もあるだろう。灘本昌久はこの文章の前半で、昭和天皇の戦争責任を否定しているのだが、それへのわたしの反論は旧著にゆだねる。後半では、水平社以来、部落解放運動が一九八〇年代半ばまで反天皇制とはかわりがなかったと主張し、「部落問題の解決という点からみて、反天皇の運動を先鋭に繰り広げる必要は、どこにも見出せない」と結論している。松本治一郎の「貴族あれば賤族あり」という有名なことばも、天皇制批判ではなく華族制度批判であると述べる。華族制度が天皇制を守るために設計されたということだけでも灘本昌久への反論になるのだが、ここでは現代日本イデオロギーの視点から批判したい。

「貴族あれば賤族あり」ということばや、天皇制が差別の元凶であるということとは、部落解放運動や反差別運動にかかわっている者には直感的に理解できるために、この問題はそれ以上深められてこなかったようである。わたしも十年以上前に、学生から、なぜ「貴族あれば賤族あり」なんてすかと質問されて充分に答えられなかったことがあって、それ以来考えつづけてきた。灘本昌久も少しふれているのだが、天皇制が賤民制廃止令以来、「一君万民」、「一視同仁」、「内鮮融和」などのスローガンや内務省による融和事業に見られるように、天皇制なりの立場から差別をなんと



かしたいと考えていたことは事実である。国内に深刻な対立があつては、国民統合や侵略戦争の遂行に邪魔になることもひとつの理由であらう。しかし天皇制であるがゆえにこそ、差別は撤廃できなかった。

ではなぜ「貴族あれば賤族あり」なのか。近代ヨーロッパでは、階級抑圧や民族差別は厳しくとも、貴族と平民しかいない。わたしは現代日本国民の中流意識のありようにその鍵があると考えている。まさに現代日本イデオロギーの問題である。政府が実施する意識調査では、日本国民の九割前後が自分は中流であると答える。そしてそれが、階級矛盾を解消した美しき日本の証明として宣伝に使われる。九割という結果の秘密は、調査の方法にも隠されている。選択肢が、上、中の上、中の中、中の下、下の五項目であるからである。生活に苦しい回答者は、「中の下」と「下」を見て、「中の下」を選びたくなる心理が働くのではないだろうか。安アパートの家賃を払うのも苦しいが、でも軽自動車くらいは持っているぞ、というような。

中の上、中の下を選んだ人に、「では、上、下はどのような人をイメージしたのですか」とたずねてみればどうだろうか。そこまで考えてマルを付けたわけではないだろうから、答えにくいだろうが、無理にでもたずねれば、たとえばホームレスの人々、生活保護家庭、日雇労働者、それに加え

て被差別部落が「下」として想像されるのではないだろうか。被差別部落の人々がすべて貧しいわけではない。しかし社会意識としての差別観念というものはそのようなものであろう。

「上」として想定されるものは何か。東京、大阪の証券取引所に上場している企業の社長であれば、自他共に「上」と認めることにならうか。ところで一九五九年のミッチー・ブーム以来、財界では天皇家と縁戚関係を結ぶことが時流となった。正田家はもちろん、皇族女性が「臣籍降下」して「嫁入り」した一族と自分の子供を結婚させれば、天皇家と親戚になれるのである。雑誌で『日本の名族』とか、『日本の閨閥』というようなテーマが特集されることは多いが、それらを見ると、天皇家と縁戚関係を結んでいる財界人がいかに多いことか。いわば「上」であることは天皇家との関係を条件としていることが見てとれるのである。園遊会など皇室の催しに招かれることもそれにふくまれる。

他で論じたので詳しくは書かないが、天皇制は支配下の人々の文化を均質化するために、標準語と家制度という大きな装置を持った。国家による教育と民法によって九州から東北までを均質化するだけでなく、琉球とアイヌ民族、さらに台湾と朝鮮をはじめとする植民地においてもその延長線上において、日本語教育や創氏改名という同化の

ための皇民化政策を展開した。均質化の結果生まれたのが「普通の日本人」というイデオロギーである。「普通の日本人」は敏感に「普通でない日本人」を設定する。それが植民地の人々であり、国内ではさまざまに差別される人々であって、戦後の中流意識はそれを受けつぐことになった。

中流意識は幻想である。すでに故岸本重陳がその著書『中流の幻想』（講談社文庫など）で明らかにした通りである。わたしはその中流意識が、上に天皇家をいただき、下に被差別部落を見下すことによって成立していることに着目したい。まさに「貴族あれば賤族あり」なのであって、それは二一世紀においても生きていることなのである。

現代日本イデオロギーを構成するこの主要な要素は、まさに「自分たち『普通』の日本人は」とは違う」と、天皇家を象徴とする「上」や被差別部落を象徴とする「下」を除外することによって成り立っているものであって、「一般」部落と被差別部落のあいだに「橋のない川」を流れさせているものにほかならない。先述した東京の被差別部落から道一本ほどへだてた中華料理屋で、その被差別部落のなかにある小学校を訪問しようとした学生が「〇〇小学校はどう行けばいいんですか」と訪ねたら、「知らない」との答えであった。歩いてわずか数分の距離である。同じ小学校に、遅刻したために駆けつけようと最寄りのJRの駅でタクシ

ーに乗った学生が「〇〇小学校にお願いします」というと、「知らない」と答えられた。ともに悪意のある差別から出たことばではなかったようである。差別する側が相手を知ろうとしない「橋のない川」はいまだに深い。「自由な結合」による関係が結べていないのである。

### 日本社会が持つ三つの相似形

現代日本イデオロギーを形成するもうひとつの大きな要素として、企業の論理がある。一九七〇年代に発覚した部落地名総鑑事件は、差別問題に関心のある人ならば誰でも知っている事件であるが、一九九八年には、東京をはじめとする一四〇〇もの全国の企業や、福祉団体、病院などが大阪の大手興信所に会員登録し、その多くが職員採用のために被差別部落出身者、元在日朝鮮人（日本国籍取得者）、新興宗教の信者かどうかなどの身元調査を依頼していたことが発覚した。なぜ部落差別にもとづく就職差別が行なわれるのか、それは上杉聰が前記の『天皇制と部落差別』において、間宏の『日本の経営』（日経新書）を援用しながら、日本の経営の三つの特徴のうちの終身雇用制に着目して、日本の近代的大企業が家族主義を採用することによって部落差別にもとづく就職差別が行なわれるようになったと論

じている。日本の経営の他の特徴である企業内労働組合の問題について、もう少し強調したほうがいいと思うが、その主張に基本的に異議はない。現在、終身雇用制はくずれつつあるかにみえるが、幹部候補生を中心に、見通しは不鮮明である。

上杉聰から触発されたことであるが、日本社会には、三つの相似形の組織がある。家族主義を採用する大企業、家族国家観の天皇制、家父長制の家制度である。家族国家観では天皇を頂点として、大日本帝国はひとつの家族であるとする。早くに家族主義、温情主義を採用した住友では、住友男爵が全従業員の父親役であった。いわば、国家、企業、家が、天皇、社主、家長を頂点として、同じ構造を持つ相似形をなしているのである。

企業が被差別部落出身者を忌避するのは、企業イメージの悪化、差別を許さない出身者であれば、上司の不合理な命令に不服従を唱えて職場秩序を乱すかもしれないこと、職場で差別事件が起きるかもしれないことなどを、差別者特有の身勝手さで妄想するからである。いずれにしても守らなければならないことは、「職場の和」である。「和」という概念は、日本社会では高い価値を与えられてきた。しかし日本の「和」は、異端者を排除することによって、「ウチ」と「ソト」を明確に区別することによって成立する。「和」

は排外主義的な差別を伴う。中流幻想が「上」と「下」の少数者を除外して成立することと共通した傾向を持つ。国家、企業、家が相似形をなしていることが、就職差別と結婚差別が本質的に共通しており、天皇制国家では差別を撤廃できないことを示している。

差別は差別者から、差別する対象の本質を発見することを妨害する。たとえば女性を差別する男性は、女性のすばらしさを理解できないということである。ここで差別者とは、差別されている人々を知ろうとしない、現存する差別に無関心であることによって容認している、社会構造上の意味での差別者を指す。社会の単位としての自由な「関係」の成立を、予断と偏見にもとづく差別が許さないでいる。近世の身分制を変質させて継承した天皇制と、現代日本イデオロギーがその主役である。「人間を尊敬する事によって自ら解放せん」と提起した水平社宣言は、関係の変革を通じた新しい社会創造を主張しているのである。

ちもと・ひでき

現代日本史 京都大学文学部卒業、同大学院修了。宇治市歴史資料館勤務を経て現職。「天皇制の侵略責任と戦後責任」青木書店、「日本における人民戦線史観の批判的研究」オルトナティブな運動の模索」社会評論社、近刊、「労働としての売春と近代家族の行方」田嶋英明編「売る身体／買う身体」青弓社所収ほか。